

北労発基 0430 第 19 号
令和 8 年 4 月 30 日

北海道知事 殿

厚生労働省北海道労働局長
(公 印 省 略)

令和 8 年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施について (御依頼)

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、夏季の高温化が進行する中で、職場における熱中症による死傷災害は依然として高い水準で推移しており、令和 7 年の全国における熱中症による死傷者数は、製造業及び建設業で多発し、1,681 人と対前年比約 4 割の大幅な増加となっております。

また、令和 7 年の全国における熱中症による死亡労働災害により 15 人の尊い命が失われ、うち北海道では土木工事業において、屋外にある土場で資材運搬作業に従事していた労働者が熱中症で被災するなど、道内は、熱中症による死亡災害が令和 2 年以降 6 年連続発生しているなど極めて憂慮すべき事態となっております。

熱中症による死亡労働災害の傾向としては、建設業及び製造業、警備業で発生率が高く、屋外・屋内作業、問わず発生していること、発生要因としては、熱中症の予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や健康診断の所見を有している者への配慮を行っていない事例も散見されております。

こうした状況を踏まえ、熱中症予防対策のさらなる推進を図るため、厚生労働省では、本年 3 月、新たに定められた「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン (別添 2)」を策定し、本ガイドラインに基づく熱中症予防対策、特に①湿球黒球温度の値 (WBGT 値) の把握、②早期発見のための体制整備、③重篤化を防止するための措置の実施手順の作成、④関係作業員への周知、⑤糖尿病・高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼす恐れのある疾病者に対する医師等の意見及び配慮などを重点事項の定着を目的として、令和 8 年においても労働災害防止団体等と連携し、4 月を準備期間、5 月 1 日から 9 月 30 日までを取組期間、7 月を重点取組期間とした「STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン実施要綱（別添1）」を制定し、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として職場における熱中症予防対策の徹底を広く呼びかけることとしております。

つきましては、熱中症による労働災害防止に係る本キャンペーン及びガイドラインの内容を広く周知したく、貴広報誌やメールマガジンの発信時における記事の掲載等について、特段の御協力をお願い申し上げます。また、貴庁のホームページの広報記事欄（トピックス等）への掲載等につきましても、併せて御協力をお願いいたします。

なお、大変お手数ですが、掲載いただきました場合には、その旨当局担当課のメールアドレスあて御一報いただきたく、重ねてお願いいたします（掲載内容を添付いただくと幸いです）。

【担当】北海道労働局労働基準部健康課

電話：011-709-2311（内線 3563）

Mail：kenkouka-01@mhlw.go.jp

添付資料一覧

別添1 令和8年度「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱

別添2 職場における熱中症防止対策のためのガイドライン

別添3 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」リーフレット（全国版）

別添4 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」リーフレット（北海道局版）